

公益社団法人日本バイアスロン連盟旅費規程

平成 23 年 4 月 1 日施行

平成 26 年 4 月 26 日改正

平成 29 年 7 月 29 日改正

令和 3 年 12 月 18 日改正

令和 6 年 6 月 7 日改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、本連盟の用務により旅行する役員等に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

(役 員)

第 2 条 本規則でいう役員等とは、理事、監事、委員長、委員、海外派遣・合宿参加の監督・コーチ・選手等である。

(旅費等の支給の範囲)

第 3 条 役員等が、理事会および本連盟の用務により旅行した場合には、旅費等を支給することができる。

2 役員等以外の者が、本連盟の用務により旅行した場合は、役員に準じた旅費等を支給することができる。

3 出発地（旅行者の自宅等）と用務地が同一市町村内又は片道 20 km 未満の旅費においても支給することができる。この際、37 円 / 1 Km とする。

(旅費等の計算)

第 4 条 旅費等の支給額は、別表の区分に従う。

なお、独立行政法人スポーツ振興センターからの助成事業において、滞在費については、日当は 1 日につき定額 5,000 円を上限とする。若しくは、派遣先の区分に応じた別表の定額とする。宿泊料については、当連盟が宿泊施設に直接支払うことを原則とする。これにより難しい場合にあっては、理事会の承認のもと、別に定める。

(旅費等の請求)

第 5 条 旅費等の請求は、指定の旅費請求・領収書を事務局に提出する。支払いは原則として、振り込みとする。

(委 任)

第 6 条 この規程に定めない事項については、理事会の議決による。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 1) 平成 26 年 4 月 26 日改正
- 2) 平成 29 年 7 月 29 日改正
- 3) 令和 3 年 12 月 18 日改正
- 4) 令和 6 年 6 月 7 日改正